

藤沢市立善行小学校“えがお”のための基本方針

2017年4月改訂

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。子どもの権利条約に基づき、こどもの人権尊重および確保を目的とし、適切な救済に努めます。

本校では、「いじめはしない、させない、許さない」ことを、これまでと同様に指導し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に全教職員で取りくみます。

本校の学校教育目標である「ともに学びあい、心豊かな人となる」ように、家庭や地域、関係機関との連携を大切に、児童が多くの人々と関わり、多くの人々の目で見守られて成長できるように努めます。

(2) 学校および教職員の責務

すべての児童が安心して学習およびその他の活動に取りくめるように、保護者や地域、関係機関の方と連携をしながら、学校全体で教職員一丸となって、いじめの未然防止と早期発見に取りくみます。また、いじめが疑われる場合は迅速に対処するとともに、再発防止に努めます。

(3) 家庭との連携

児童一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識を身につけさせ、「生命を尊ぶ心」や「人を思いやる気持ち」を育むためには学校教育だけではなく、家庭教育がとても重要といわれています。学校と家庭が共通の認識をもって連携することが、いじめの未然防止に大きく影響するものと考え、日常から家庭との連携を行います。いじめの問題を対応する際は、家庭と十分に連携をとり、問題をよりよく解決していきます。

(4) 地域との連携

いじめの未然防止には、子どもたちの自己有用感を持てることが大切です。多様な価値観を持つ大人と触れ合ったり、学校以外の人間関係を形成したりする中で存在を認められる機会を設けます。そのために、本校はPTAや地域との連携をもち、地域社会で児童を見守る体制を構築しています。

(5) 児童会活動

委員会活動などを通して、児童自らが行ういじめ防止活動を支援し、児童と一緒にいじめ防止に取りくみます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取りくみ

学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな心を育み、友だちとの和をはかれるようなコミュニケーション能力を養うことができるよう取りくみをすすめます。

・全教職員が、いじめの問題に対して共通認識を持って対応できるように、職員会議や校内研修の場を有効に活用します。

(2) いじめの早期発見のための取りくみ

「見えにくい」タイプや「暴力を伴わない」タイプのいじめを発見するために、普段から児童の心身の健康状態を把握するよう教育活動を展開します。

- ・児童および保護者が、職員やスクールカウンセラーにいじめについての相談を行うことができる相談体制があることを周知します。

(3) いじめの早期解決のための取りくみ

いじめについての相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。

- ・いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童と、その保護者に対する支援を迅速かつ継続的に行います。同時にいじめを行った児童への指導及び支援と、その保護者への助言についても行います。

(4) 情報モラル教育の推進

インターネットトラブルを回避するべく、児童および保護者が正しい認識をもって対処できるよう、インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえ、情報モラルについての啓発活動を行います。

3 いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を行うために、「いじめ対策委員会」を設置します。

(1) いじめ対策委員会の構成

- ・委員には、校長・教頭・児童指導部職員・児童支援担当教諭・教育相談コーディネーター・いじめ防止担当者等を含みます。
- ・検討事項や事案内容に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールサポーターなど第三者の参加を検討します。

(2) いじめ対策委員会の会議開催

- ・月に1回開催します。緊急に対応が必要な場合には、その都度、開催します。

4 重大事態への対処

児童の生命や心身等に重大な被害が生じた場合や、長期欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合、藤沢市教育委員会を通じて市長に報告をします。そして、藤沢市教育委員会と協議の上、緊急いじめ調査委員会を設置します。

(1) 緊急いじめ調査委員会の構成

- ・いじめ対策委員会メンバーの他に、必要と認める者で構成します。
- ・事案内容によっては、藤沢市教育委員会と構成員を検討します。

(2) 緊急いじめ調査委員会の活動内容

- ・重大事態のいじめ事案に関する調査を行います。
- ・調査で明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切な方法で説明をします。